

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 高島町

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・ 地域公共交通会議における、交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証を行う(高島町)。
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、データ提供を検討する。(高島町)
 - ・ GTFS-JPの作成・提供の検討(高島町)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(高島町)
 - ・ 地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への啓発活動を行う。(事業者、高島町)
 - ・ 本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(高島町、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・ 町広報誌等を活用し、デマンド交通の利用に係る手続き等を再周知する。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の高畠町相当分の達成
 - ・ 県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
R E S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・ 高畠町目標値（目標年度 R6 年度末）
県外 1,500 人、県内 4,100 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の高畠町相当分の達成
 - ・ 県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・ 高畠町の目標値（目標年度 R6 年度末）
0.85 回／人（直近年度の実績 20,921 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の高畠町相当分の達成
 - ・ 県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 0 円）
 - ・ 高畠町目標値（目標年度 R6 年度末）
デマンド交通：22,000 千円（直近年度の実績 23,765 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
 - デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：21,500 人以上
（直近年度の実績 20,921 人）
 - デマンド交通の収支率：22%以上（直近年度の実績 20.5%）
 - デマンド交通の高畠町負担額 23,000 千円（直近年度の実績 23,765 千円）
- 事業の効果
 - ・ 上記デマンド交通を維持することにより、高畠町二井宿地区、和田地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
 - ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、高畠町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額 33,874 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド交通への上記高畠町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する高畠町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

<p>9. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）</p> <p><令和2年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等 ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論 ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論 ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論 ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論 <p><令和3年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）</p> <p><令和2年度></p> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会置賜地域別部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月12日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題整理 ・令和3年1月14日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理 <p>○ 高島町地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月26日：デマンド交通運行状況とサービス改善に係る協議 ・令和元年9月5日：定時路線バス路線の廃止に係る連絡調整 <p>○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により高島町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>当町では、公共交通機関の利用者からの意見について、デマンド交通に関連する事業担当課間での情報共有を適時適切に行い、必要に応じて幹部職員の会議の案件とし、施策の反映につなげることとしている。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県東置賜郡高島町大字高島 436

（所 属）企画財政課 企画調整係

（氏 名）阿部 恭大

（電 話）0238-52-1112

（e-mail）kikaku@town.takahata.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往 km 復 km	359日	3231回		区域	②(1)	JR高畠駅で接続	②
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限公司 有限公司まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往 km 復 km	359日	3231回		区域	②(1)	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往 km 復 km	360日	3240回		区域	②(1)	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限公司 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往 km 復 km	359日	3231回		区域	②(1)	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

高畠町デマンド交通 ご利用案内

高畠町内を運行区域として、3台のデマンドタクシー（はやま号・まほろば号・みつわ号）が運行しています。玄関から玄関まで送迎いたします。町民の方に限らずどなたでもご利用できます。乗り合いでの運行となりますので、到着時間には余裕をもってご予約ください。



1. 電話で予約

① 予約

利用したい運行時間の**1時間前までに**予約センターにお電話ください。

☎ 0238-51-1255

※ 朝8時便は、前日午後4時までの予約をお願いします。

② 受付

オペレーターが受付します。

- ・利用する方のお名前と、利用したい運行時間
- ・乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）をお伝えください

※ 予約の変更、取消の場合は、**すぐに予約センターにご連絡願います。**

③ お迎え

- ・予約した乗車場所にお迎えに参ります。
- ・建物の中でお待ちください

④ 到着

- ・目的地までお送りいたします。
- ・目的地が同じ方向の方と乗り合わせとなります。

2. FAXで予約

予約センターにFAXをお送りください。

FAX 51-1256

- ・利用する方のお名前、自宅の電話番号（携帯電話番号）
- ・利用したい運行時間と連絡方法（電話・FAX等）
- ・乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）を記入
- ・予約センターから予約可能か折り返しご連絡いたします。それまでは予約確定となりませんのでご注意ください。

3. ネットで予約

利用希望時間の**1時間30分前までに**ご予約をお願いします。



このQRコードを読み込んで入力してください。

- ・利用したい運行時間の**1時間30分前までに**入力フォームにしたがってご予約をお願いします。
- ・予約センターから予約可能かご連絡いたします。それまでは予約確定となりませんのでご注意ください。
- ・高畠町公式ホームページからも予約できます

ご利用料金

	区分	料金
高畠町民の方	①一般の方(中学生以上)	500円
	②75歳以上の方	400円
	③65歳以上で 運転経歴証明書所持者	400円
	④障がい者手帳所持者	300円
	⑤小学生	300円
	町民以外の方(小学生以上)	500円

- ◆②～④の方は、利用区分証を発行いたしますので、健康長寿課（げんき館）で手続きをお願いします。
- ◆未就学児は無料ですが、保護者同伴での乗車をお願いします。
- ◆回数券（10回分の料金で11回利用できる）を販売しています。（販売場所：デマンド車内、げんき館）

運行時間 午前8時～午後4時

午前 8時・9時・10時・11時・12時

午後 1時・2時・3時・4時（全9便）

年末年始の運行日程は予約センターにご確認願います。

予約受付時間 午前7時～午後4時

土、日、祝日も受付しています。

ご利用希望時間の**1時間前まで**にご予約願います。
（ネット予約は**1時間30分前まで**）

朝8時便は前日の午後4時までにご予約願います。

年末年始の運行日程は予約センターにご確認願います。

お問い合わせは

こい わんにゃんゴ-ゴ-

予約センター ☎ 0238-51-1255

高畠町健康長寿課（げんき館） ☎0238-52-4478

注意事項

- ・乗車には定員がありますので、予約状況によってはご希望の時間にご利用できない場合がございます。
- ・他のお客様と乗り合い乗車になるため、未就学児及び一人で乗車できない方（付き添いがいれば可）、泥酔している方はご利用をお断りいたします。
- ・ペット連れの乗車はできません。
- ・お迎えの時間は予約申込み状況により前後いたします。
- ・混雑したり気象状況によって、時間に遅れる場合がございます。到着時間に余裕をもってご利用願います。

山形県 高畠町 全図

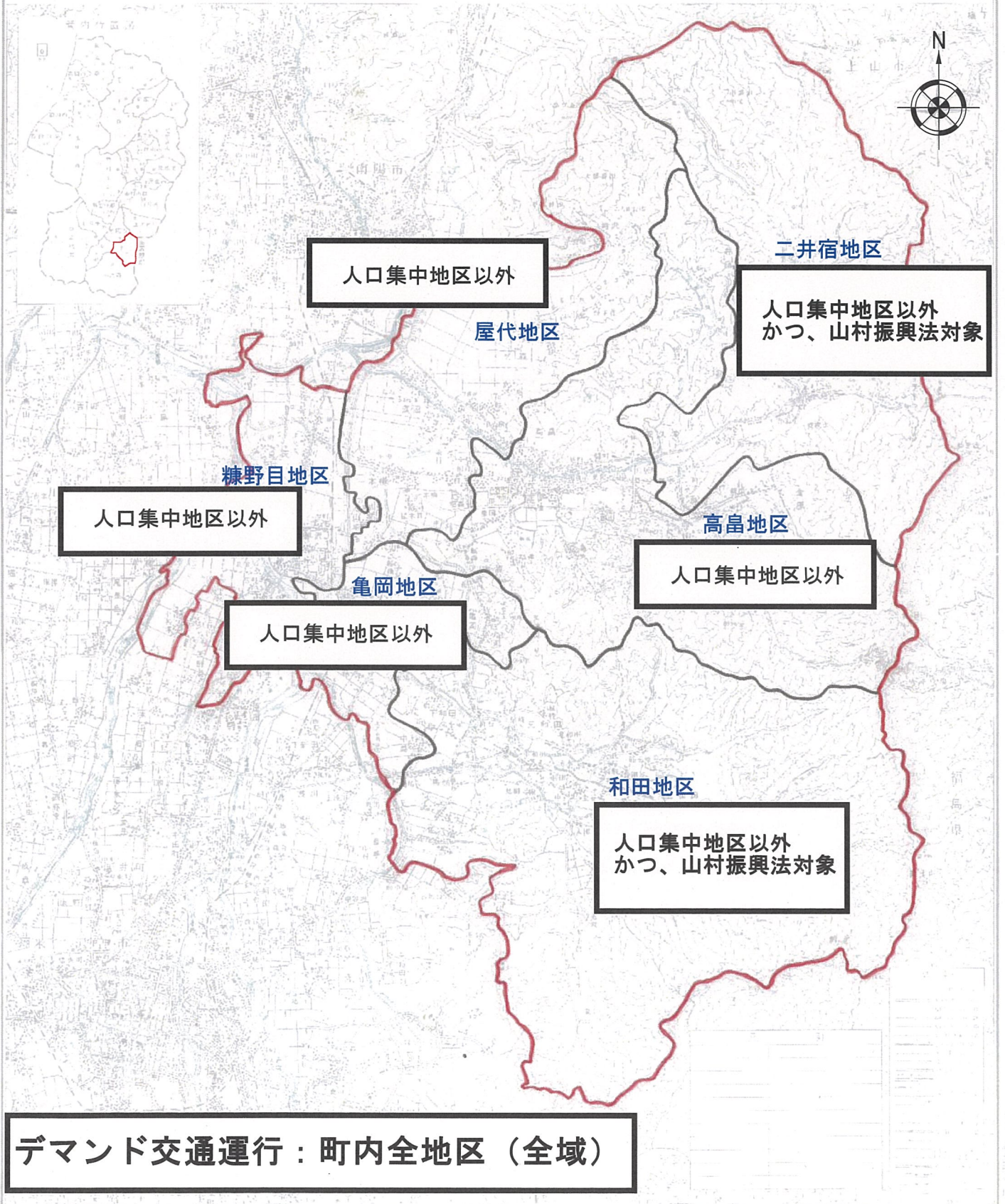


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	高島町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	23,882
交通不便地域等	4,085

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
972	二井宿地区	山村振興法第7条第1項
3,113	和田地区	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)